

## 中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460 (26,100) 百万円】

## &lt;対策のポイント&gt;

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

## &lt;事業目標&gt;

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

## &lt;事業の内容&gt;

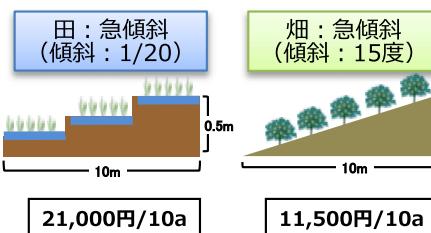
## 1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

## 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

## 2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します

## &lt;事業の流れ&gt;



## &lt;事業イメージ&gt;

## 【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

## 【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等  
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

## 【加算措置】

## 加算項目（取組目標の設定・達成が必要）

10a当たり単価

## 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援  
〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）  
〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕

10,000円  
(田・畑)

14,000円  
(田・畑)

## 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援

6,000円  
(田・畑)

## ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】

ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援※2

10,000円(最大※3)  
(地目にかわらず)

## スマート農業加算 【上限額：200万円/年】

スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援

5,000円  
(地目にかわらず)

※2 第5期対策(R2～R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(～5ha部分) 10,000円/10a、(5ha～10ha部分) 4,000円/10a、(10～40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)